

徳島県福祉サービス評価機関認証要綱 新旧対照表（案）

改 正 案	現 行
第 1 条～第 4 条 （略） （認証） 第 5 条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。 <u>ただし、他の都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、事務局において書類審査を行い、要件を満たす場合はこれを認証する。</u> 第 6 条～第 1 4 条 （略） 様式第 1 号～第 6 号 （略）	第 1 条～第 4 条 （略） （認証） 第 5 条 県は、前条に基づく申請書を受理したときは、推進委員会により審議し、適正に事業を実施できると認められる場合には、評価機関を認証する。 第 6 条～第 1 4 条 （略） 様式第 1 号～第 6 号 （略）